

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和五年度答申第七号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和六年二月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（障害者支援課）

諮問日：令和4年8月23日

（令和4年度諮問第7号）

答申日：令和5年12月18日

（令和5年度答申第7号）

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和3年8月15日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきであるとする審査庁（広島県知事）の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

令和4年7月29日付け3審理第129号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

令和4年8月23日付け諮問説明書

##### (1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

##### (2) 考え方の理由

###### ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

###### イ 判断

審理員意見書6(2)に記載のとおりである。

###### ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 令和3年5月20日付け特別児童扶養手当認定請求却下通知書（以下「本件処分通知」という。）には、特別児童扶養手当の受給資格等の認定に係る請求（以下「本

件請求」という。)を却下した理由として、「障害程度非該当による新規認定請求却下」とのみ記載されている。

ア 行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項本文は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」としている。また、同条第2項は、「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない」としている。

その趣旨は、拒否事由の有無についての行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保して恣意を抑制するとともに、処分拒否の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものであるとされている（最高裁判所昭和57年（行ツ）第70号同60年1月22日第三小法廷判決など参照）。このような趣旨からすると、行政手続法第8条第1項本文及び同条第2項に基づいて書面により理由を提示する場合には、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかということ、申請者においてその記載自体から了知し得るものを示さなければならないものであるとされている（上記最高裁判所判決など参照）。

イ 本件処分通知には、形式上、本件処分の理由として「障害程度非該当による新規認定請求却下」と記載されているが、この記載のみでは、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかということ」、つまり、本件処分に当たり審査基準である「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）のどの部分を適用したのかは明記されていないし、また、処分庁が審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）別表第3に該当しないと判定した理由について、審査請求人が本件処分通知の記載内容から知ることができるとは認められない。

このことからすると、本件処分通知における処分理由の記載は、行政手続法第8条により求められる程度の内容であったとは認められない。

ウ なお、処分庁は、本件処分通知において、詳細な処分理由を記載していない理由として、認定要領及び認定基準は「国及び広島県のホームページで公表されていることから、理由書などの文書で示すことは行っていません。」としているが、審査基準と位置付けている認定要領及び認定基準が公表されていることをもって、本件処分の理由を示していることとはならないから、この点に係る処分庁の主張

は、失当である。

エ また、処分庁は、本件処分後に、審査請求人に対し、本件児童が障害等級非該当と判定された理由について、広島県健康福祉局障害者支援課（以下「広島県障害者支援課」という。）に問い合わせた内容を電話により説明したとしている。しかしながら、行政手続法第8条第2項においては、申請（本件においては、特別児童扶養手当の受給資格の認定請求）により求められた事項を拒否する処分を書面で行うときは、処分理由は、処分と同時に書面により示さなければならないとされているから、処分庁が審査請求人に本件処分の理由を事後に電話で説明していたことをもって、行政手続法第8条により求められている処分理由の提示が行われたと認めることはできない。

オ 以上のことからすると、本件処分通知における「却下した理由」の記載内容は、行政手続法第8条第1項本文の要求する処分理由の提示としては、不備があったと判断せざるを得ない。

(2) 本件処分は、処分庁が、本件児童の障害の程度が政令別表第3の障害等級には該当しないと認定したことにより行われたものであるため、処分庁が行った障害等級の判定について検討すると、次のとおりである。

ア 令和3年4月16日付け特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）（以下「本件診断書」という。）によると、本件児童の「障害の原因となった傷病名」は「〇〇」とされており、合併症は「〇〇」とされているところ、この二つはいずれも、認定基準第7節2E(1)において〇〇の傷病名として例示されているものであることから、本件児童の障害の程度については、本件診断書の記載内容に基づき、認定基準第7節2Eにより障害の程度を総合的に判断することとなる。

イ 認定基準第7節2Eに基づく本件児童の〇〇の程度に係る判定については、次のとおりである。

(ア) 本件診断書の「⑧発達障害関連症状」の欄の記載によると、本件児童は、「相互的な社会関係の質的障害」は「中度」と、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」の程度はいずれも「軽度」とされており、また、「その他」として「〇〇」があるとされており、具体的な症状として「他者の気持ちに配慮が出来ず、交流困難である。AQ〇」とされている。

(イ) 本件診断書の「⑩問題行動及び習癖」の欄の記載によると、「1興奮」及び「3多動」が該当するとされており、具体的な症状として、「多動 興奮多弁を認め、授業に支障を認める。診察中も落ち着きなく、不機嫌である」とされている。

(ウ) 一方で、本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の欄の記載によると、「食

事」、「排泄」及び「衣類」については「自立」、「洗面」については「一部介助（声掛け）」、「入浴」については「一部介助（見守り）」とされており、また、「危険物」については「特定の物、場所はわかる」、「睡眠」については「問題なし」とされており、「介助の必要性とその程度について、具体的に」の記載によると、「ADLは声掛けで、介助は一部分必要である。」とされている。

このことからすると、本件児童の日常生活能力は、一部声掛け等の介助を要する程度であり、日常生活に対する援助の度合は低いと認められる。

(エ) また、本件児童には、〇〇があるとされており、審査請求人は、中度と判断されるべきであると主張するとともに、本件児童は、〇〇により食事や排泄などの日常生活に支障を来していると主張している。

この点について、本件診断書には、本件児童の〇〇の程度がどの程度であるかについての記載はなく、また、〇〇により本件児童の日常生活能力に支障が出ている旨の記載もない。

これらのことからすると、本件診断書の記載からは、本件児童の日常生活能力の程度が、本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の欄の記載内容（前記(リ)のとおり）と異なる状態であるとは認められない。

(オ) 本件診断書の「⑭要注意度」の欄の記載によると、「3 随時一応の注意が必要」とされており、その理由として「〇〇に〇〇を合併している。学業や対人関係に支障を認め、特別支援が必要である」とされている。

(カ) 以上のことからすると、本件児童には、社会性やコミュニケーション能力に乏しさが見られ、また、不適応な行動が見られることが認められるものの、本件児童の〇〇の程度が「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」であるとまでは認められない。

ウ 審査請求人は、本件診断書に記載された日常生活能力の程度は、「できるであろうADL」であり、実際の日常生活状況とは異なると主張しているが、本件診断書は、本件診断書作成医が、本件児童の日常生活状況を確認して作成したものであり、本件診断書の記載内容が、本件児童の障害の状態を示すものとして本件請求が行われていることからすると、本件診断書の記載内容が、本件児童の障害の状態の実態とは異なっているとの審査請求人の主張は、失当である。

エ 審査請求人は、本件請求に当たり、本件診断書と併せて、平成29年8月3日付けWISC-IV検査結果（以下「本件WISC-IV検査結果」という。）を提出しているが、本件診断書の「①障害の原因となった傷病名」及び「③合併症」の欄のいずれにも知的障害に関する傷病名が記載されていないこと、本件診断書の「⑦知能障害等」の欄において、本件児童の知的障害の程度は、「〇〇」と判定されていることからすると、本件児童に、認定基準第7節2D（知的障害）により

判定すべき知的障害があるとまでは認められない。

オ したがって、本件児童の障害の程度は、認定基準第7節1の「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（障害等級2級相当）であるとまでは認められないから、本件児童が政令別表第3の障害の程度1級及び2級に該当しないとの処分庁の判断は、妥当であったと認められる。

- (3) なお、審査請求人は、本件児童の障害の程度について、本件審査請求において提出した令和3年6月15日付けWISC-IV検査結果（以下「新WISC-IV検査結果」という。）や、審査請求人の主張する日常生活状況を踏まえて判断されるべきであり、本件診断書の記載と実態が異なる部分について再確認し、これを加味した上で、本件児童の障害程度の再判定を行うべきである旨主張している。

しかしながら、特別児童扶養手当の支給の対象となる児童（以下「対象児童」という。）の障害の程度の認定は、請求者が提出した認定診断書に基づいて審査することとされており、本件処分に当たり、処分庁が本件診断書の記載内容に基づいて本件児童の障害の程度を判定したこと（なお、本件診断書には、「⑬日常生活能力の程度」の欄の「排泄」の部分に記載漏れがあり、処分庁が本件診断書作成医に確認を行ったことが認められるが、これ以外に、日常生活状況の確認が困難となるような明らかな記載漏れや記載誤り等が本件診断書にあったとは認められない。）が、違法又は不当であるとは認められない。

よって、本件診断書に記載されていない内容に沿って、障害の程度についての判断を見直すべきであるとの審査請求人の主張は、採用できない。

- (4) 以上を総合すると、本件処分通知には、処分理由の提示（行政手続法第8条第1項）の不備があったことが認められるものの、処分庁が本件児童の障害の程度について、障害等級非該当と判断したこと自体は妥当であり、審査請求人は特別児童扶養手当の受給資格を有しないと認められるから、本件請求は却下されるべきことは、明らかである。

本件処分通知における処分理由の提示に不備があったとしても、本件児童の障害の程度の認定が適正に行われており、結果として本件処分における処分の内容そのものを変更すべき事情がないことからすると、仮に理由提示の不備を理由として本件処分を取り消したとしても、処分理由を明示した上で、再度、特別児童扶養手当認定請求却下処分が行われることとなるにすぎない。

このことからすると、本件処分が、取り消されるべき違法又は不当なものであったとまでは認められない。

## 2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項

の規定により棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和4年8月23日）
- 2 第1回審議（令和5年10月30日）  
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和5年11月24日）  
本件審査請求に係る審議を行った。
- 4 第3回審議（令和5年12月18日）  
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の規定

- (1) 法の規定中、第2条第1項は、「この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」と、同条第5項は、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」と、第3条第1項は、「国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき……は、その父若しくは母……に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。」と、第5条第1項は、「手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。」と規定している。

また、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）の規定中、第18条は、「都道府県知事は、認定の請求があつた場合において、受給資格がないと認めるときは、特別児童扶養手当認定請求却下通知書……を請求者に交付しなければならない。」と規定している。

- (2) 特別児童扶養手当は、法第2条第1項に規定する「障害児」、すなわち、20歳未満であつて、法第2条第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者について支給することとしており、各級の障害の状態は、政令別表第3において定めている。

特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の障害の程度の認定については、認定要領2(4)により、申請者から提出された特別児童扶養手当認定診断書等に基づき行うこととしているが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で、行うこととしている。

また、認定要領2(6)において、「各傷病についての障害の認定は、別添1「障害

程度認定基準」により行うこと。」としており、精神の障害による障害の程度については、認定基準第7節「精神の障害」において、「その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する」こととしている。

認定基準第7節2E(3)においては、〇〇における障害の程度の2級に相当すると認められるものとして「〇〇があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」と例示している。

- (3) 特別児童扶養手当の支給に関する事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。
- (4) 局長通知（審査会注：認定要領及び認定基準は、局長通知において示されたものであり、局長通知の一部である。）は、地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準として位置付けており（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う児童扶養手当並びに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関する法定受託事務に係る処理基準について（通知）」（平成13年7月31日雇児発第502号 障発第325号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局障害保健福祉部長通知）、処分庁においては、局長通知を行政手続法第5条の審査基準と位置付け、事務を行っている。
- (5) 処分庁は、広島県とA市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約（平成20年広島県告示第〇号）により、広島県から委託された特別児童扶養手当に係る事務を行っているが、対象児童の障害の程度の審査に係る業務は、当該規約により委託された事務の対象外であり、広島県において行われている。
- (6) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

## 2 理由

- (1) 本件処分通知には、本件請求を却下した理由として、「障害程度非該当による新規認定請求却下」とのみ記載されている。

ア 行政手続法第8条第1項本文は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」としている。また、同条第2項は、「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない」としている。

その趣旨は、拒否事由の有無についての行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保して恣意を抑制するとともに、処分拒否の理由を申請者に知らせることによって、

その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものであるとされている（最高裁判所昭和57年（行ツ）第70号同60年1月22日第三小法廷判決）。このような趣旨からすると、行政手続法第8条第1項本文及び同条第2項に基づいて書面により理由を提示する場合には、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかということ、申請者においてその記載自体から了知し得るものを示さなければならないものであるとされている（前記最高裁判所判決など参照）。

イ 本件処分通知には、形式上、本件処分の理由として「障害程度非該当による新規認定請求却下」と記載されているが、この記載のみでは、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかということ」、つまり、本件処分に当たり審査基準である認定基準のどの部分を適用したのかは明記されていないし、また、処分庁が本件児童の障害の程度が政令別表第3に該当しないと判定した理由について、審査請求人が本件処分通知の記載内容から知ることができるとは認められない。

このことからすると、本件処分通知における処分理由の記載は、行政手続法第8条により求められる程度の内容であったとは認められない。

ウ なお、処分庁は、本件処分通知において、詳細な処分理由を記載していない理由として、認定要領及び認定基準は「国及び広島県のホームページで公表されていることから、理由書などの文書で示すことは行っていません。」としているが、審査基準と位置付けている認定要領及び認定基準が公表されていることをもって、本件処分の理由を示していることとはならないから、この点に係る処分庁の主張は、失当である。

エ また、処分庁は、本件処分後に、審査請求人に対し、本件児童が障害等級非該当と判定された理由について、広島県障害者支援課に問い合わせた内容を電話により説明したとしている。しかしながら、行政手続法第8条第2項においては、申請（本件においては、特別児童扶養手当の受給資格の認定請求）により求められた事項を拒否する処分を書面で行うときは、処分理由は、処分と同時に書面により示さなければならないとされているから、処分庁が審査請求人に本件処分の理由を事後に電話で説明していたことをもって、行政手続法第8条により求められる処分理由の提示が行われたと認めることはできない。

オ 以上のことからすると、本件処分通知における「却下した理由」の記載内容は、行政手続法第8条第1項本文の要求する処分理由の提示としては、不備があったと判断せざるを得ない。

(2) 本件処分は、処分庁が、本件児童の障害の程度が政令別表第3の障害等級には該当しないと認定したことにより行われたものであるため、処分庁が行った障害等級の判定について検討すると、次のとおりである。

ア 本件診断書によると、本件児童の「障害の原因となった傷病名」は「〇〇」とされており、合併症は「〇〇」とされているところ、この二つはいずれも、認定基準第7節2E(1)において〇〇の傷病名として例示されているものであることから、本件児童の障害の程度については、本件診断書の記載内容に基づき、認定基準第7節2Eにより障害の程度を総合的に判断することとなることが認められる。

イ 認定基準第7節2Eに基づく本件児童の〇〇の程度に係る判定については、次のとおりである。

(ア) 本件診断書の「⑧発達障害関連症状」の欄の記載によると、本件児童は、「相互的な社会関係の質的障害」は「中度」と、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」の程度はいずれも「軽度」とされており、また、「その他」として「〇〇」があるとされており、具体的な症状として「他者の気持ちに配慮が出来ず、交流困難である。AQ〇」とされている。

(イ) 本件診断書の「⑩問題行動及び習癖」の欄の記載によると、「1興奮」及び「3多動」が該当するとされており、具体的な症状として、「多動 興奮多弁を認め、授業に支障を認める。診察中も落ち着きなく、不機嫌である」とされている。

(ウ) 一方で、本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の欄の記載によると、「食事」、「排泄」及び「衣類」については「自立」、「洗面」については「一部介助（声掛け）」、「入浴」については「一部介助（見守り）」とされており、また、「危険物」については「特定の物、場所はわかる」、「睡眠」については「問題なし」とされており、「介助の必要性とその程度について、具体的に」の記載によると、「ADLは声掛けで、介助は一部分必要である。」とされている。

このことからすると、本件児童の日常生活能力は、一部声掛け等の介助を要する程度であると認められる。

(エ) また、本件児童には、〇〇があるとされており、審査請求人は、中度と判断されるべきであると主張するとともに、本件児童は、〇〇により食事や排泄などの日常生活に支障を来していると主張している。

この点について、本件診断書には、本件児童の〇〇の程度がどの程度であるかについての記載はなく、また、〇〇により本件児童の日常生活能力に支障が出ている旨の記載もない。

これらのことからすると、本件診断書の記載からは、本件児童の日常生活能力の程度が、本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の欄の記載内容（前記(ウ)のとおり）と異なる状態であるとは認められない。

(オ) 本件診断書の「⑭要注意度」の欄の記載によると、「3 随時一応の注意が

必要」とされており、その理由として「〇〇に〇〇を合併している。学業や対人関係に支障を認め、特別支援が必要である」とされている。

(カ) 以上のことからすると、本件児童には、社会性やコミュニケーション能力に乏しさが見られ、また、不適応な行動が見られることが認められるものの、本件児童の〇〇の程度が「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」であるとまでは認められないとした処分庁の判断は相当として是認できる。

なお、上記のとおり、「特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）」の「現症」の項には各種症状が列記され、対象児童の状況に応じて医師がこれら各種症状のなかから該当するものを選択する様式になっているが、対象児童のどのような状況が各種症状のどれに該当するのかといった基準が明らかでなく、また、「⑮医学的総合判定」の項は障害の程度として「中度」が選択されているが、同項には選択肢として、「重度」、「中度」、「軽度」が記載され、医師が上記「現症」を基に障害の程度を選択する様式になっているものの、これら「重度」、「中度」、「軽度」が選択される際の医師の判断過程も明らかではない。しかし、このことをもって、直ちに、本件処分が取り消されるべき違法又は不当なものであるとはいえない。

ウ 審査請求人は、本件診断書に記載された日常生活能力の程度は、「できるであろうADL」であり、実際の日常生活状況とは異なると主張しているが、本件診断書は、本件診断書作成医が、本件児童の日常生活状況を確認して作成したものであり、本件診断書の記載内容が、本件児童の障害の状態を示すものとして本件請求が行われていることからすると、本件診断書の記載内容が、本件児童の障害の状態の実態とは異なっているとの審査請求人の主張は、失当である。

エ 審査請求人は、本件請求に当たり、本件診断書と併せて、本件WISC-IV検査結果を提出しているが、本件診断書の「①障害の原因となった傷病名」及び「③合併症」の欄のいずれにも知的障害に関する傷病名が記載されていないこと、本件診断書の「⑦知能障害等」の欄において、本件児童の知的障害の程度は、「〇〇」と判定されていることからすると、本件児童に、認定基準第7節2D（知的障害）により判定すべき知的障害があるとまでは認められない。

オ したがって、本件児童の障害の程度は、認定基準第7節1の「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（障害等級2級相当）であるとまでは認められないから、本件児童が政令別表第3の障害の程度1級及び2級に該当しないと処分庁の判断は、妥当であったと認められる。

(3) なお、審査請求人は、本件児童の障害の程度について、本件審査請求において提出した新WISC-IV検査結果や、審査請求人の主張する日常生活状況を踏まえて

判断されるべきであり、本件診断書の記載と実態が異なる部分について再確認し、これを加味した上で、本件児童の障害程度の再判定を行うべきである旨主張している。

しかしながら、対象児童の障害の程度の認定は、認定要領2(4)によると、請求者が提出した認定診断書に基づいて審査することとされており、本件処分に当たり、処分庁が本件診断書の記載内容に基づいて本件児童の障害の程度を判定したこと（なお、本件診断書には、「⑬日常生活能力の程度」の欄の「排泄」の部分に記載漏れがあり、処分庁が本件診断書作成医に確認を行ったことが認められるが、これ以外に、日常生活状況の確認が困難となるような明らかな記載漏れや記載誤り等が本件診断書にあったとは認められない。）が、違法又は不当であるとは認められない。

よって、本件診断書に記載されていない内容に沿って、障害の程度についての判断を見直すべきであるとの審査請求人の主張は、採用できない。

- (4) 以上を総合すると、本件処分通知には、処分理由の提示（行政手続法第8条第1項）の不備があったことが認められるものの、処分庁が本件児童の障害の程度について、障害等級非該当と判断したこと自体は妥当であり、審査請求人は特別児童扶養手当の受給資格を有しないと認められるから、本件請求は却下されるべきことは、明らかである。

本件処分通知における処分理由の提示に不備があったとしても、本件児童の障害の程度の認定が適正に行われており、結果として本件処分における処分の内容そのものを変更すべき事情がないことからすると、仮に理由提示の不備を理由として本件処分を取り消したとしても、処分理由を明示した上で、再度、特別児童扶養手当認定請求却下処分が行われることとなるにすぎない。

このことからすると、本件処分が、取り消されるべき違法又は不当なものであったとまでは認められない。

### 3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

### 第6 付言

本件処分に当たっては、前記第5の2(2)のとおり、処分庁は、本件診断書の記載内容に基づき、認定基準第7節2Eにより障害の程度を判断したことが認められる。

この場合、本件処分に当たって用いられる特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）の項目に記載されているもの及び軽度・中度・重度の適用区分については、特段の判断基準が定められていないため、診断書を作成する医師の裁量いかんによって、その該非及び適用区分が大きく分かれることが懸念される。

行政手続における公正の確保と透明性の向上といった観点から、本件制度の運用に関し、より分かりやすい基準作成の検討が望まれる。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。